

京 都 大 学 図 書 館 保 管 資 料 特 別 利 用 規 則 新 旧 対 照 表

改 正 前

改 正 後

(前 略)

附 則

- 1 この規則は、令和元年7月23日から施行する。
- 2 改正後の別表第1、別表第2及び別表第3の規定は、令和元年10月1日以後の特別利用について適用し、同日前の特別利用については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、この規則の施行の日前に特別利用の許可を受けた令和元年10月1日以後の特別利用については、なお従前の例によることができる。

別表第1

写真撮影等に係る利用料

区分		利用料
1 写真撮影	(1) 単片フィルム	1点につき <u>4,320</u> 円
	(2) マイクロフィルム	1点(件)につき 50コマまで <u>4,320</u> 円 50コマを超える場合は 50コマごとに <u>2,160</u> 円
2 映画撮影(テレビジョン撮影、ビデオ撮影を含む。)		1点につき <u>5,400</u> 円
3 模写		1点1日につき <u>2,160</u> 円
4 模造等		1点1日につき <u>2,160</u> 円

(消費税額を含む。)

備考 (略)

別表第2

写真原板等の使用に係る利用料

区分	利用料
1 単片フィルム(デジタルデータ)	1点につき <u>3,240</u> 円
2 マイクロフィルム(デジタルデータ)	1点(件)につき 50コマ(カット)まで <u>3,240</u> 円 50コマ(カット)を超える場合は 50コマ(カット)ごとに <u>1,620</u> 円

(消費税額を含む。)

別表第3

複製等に係る利用料

区分	利用料	
1 映画(ビデオを含む。)、スライド又は出版物の複製販売	(1) 映画	販売価格(本体価格)×複製本数×5/100× <u>108</u> /100
	(2) スライド	
	(3) 出版物	販売価格(本体価格)×複製本数×3/100× <u>108</u> /100
2 映画(ビデオを含む。)、スライドの営利上映又はテレビジョン放送	上映契約者が第三者から徴収する上映料(本体価格)の10/100× <u>108</u> /100	
3 映画(ビデオを含む。))の一部抜焼き	1分間当たり <u>5,400</u> 円	

(消費税額を含む。)

(後 略)

別表第1

写真撮影等に係る利用料

区分		利用料
1 写真撮影	(1) 単片フィルム	1点につき <u>4,400</u> 円
	(2) マイクロフィルム	1点(件)につき 50コマまで <u>4,400</u> 円 50コマを超える場合は 50コマごとに <u>2,200</u> 円
2 映画撮影(テレビジョン撮影、ビデオ撮影を含む。)		1点につき <u>5,500</u> 円
3 模写		1点1日につき <u>2,200</u> 円
4 模造等		1点1日につき <u>2,200</u> 円

(消費税額を含む。)

備考 (同 左)

別表第2

写真原板等の使用に係る利用料

区分	利用料
1 単片フィルム(デジタルデータ)	1点につき <u>3,300</u> 円
2 マイクロフィルム(デジタルデータ)	1点(件)につき 50コマ(カット)まで <u>3,300</u> 円 50コマ(カット)を超える場合は 50コマ(カット)ごとに <u>1,650</u> 円

(消費税額を含む。)

別表第3

複製等に係る利用料

区分	利用料	
1 映画(ビデオを含む。)、スライド又は出版物の複製販売	(1) 映画	販売価格(本体価格)×複製本数×5/100× <u>110</u> /100
	(2) スライド	
	(3) 出版物	販売価格(本体価格)×複製本数×3/100× <u>110</u> /100
2 映画(ビデオを含む。)、スライドの営利上映又はテレビジョン放送	上映契約者が第三者から徴収する上映料(本体価格)の10/100× <u>110</u> /100	
3 映画(ビデオを含む。))の一部抜焼き	1分間当たり <u>5,500</u> 円	

(消費税額を含む。)